

ウエルひろしま

ウエルひろしまの巻頭にあたり

今年度も早いもので、早半分を過ぎてしまいました。今年度は社会福祉法への対応に追われて、例年にも増して早く感じるのかもしれません。社会福祉法人改革については、ようやく政省令が示されました。定款変更や評議員等の選任、社会福祉充実残額の計算等、現場での対応はこれからが本番を迎えます。本会としても、適切な情報提供に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本年はいつも増して自然災害が目立つ年でした。4月の熊本地震を始めとして、台風の度々の上陸、長雨による被害等、多くの災害がありました。我々社会福祉法人は災害が起こった時、利用者の方々の安全を確保し、地域のみなさんの支えにならなければならぬ立場である一方、自施設や近隣地域が被災した際

には支えていただかなければならぬ存在であります。そのため、各法人とも地域住民や行政と防災協定を結ぶなど地域防災の体制を整えつつあります。大規模災害の際にはより広いエリアからの支援体制が求められます。この度本会は、中四国各県・市の社会福祉法人経営者協議会と災害時の連携支援のための協定を結びました。いざという時、都道府県の垣根を越えて様々な支援体制をとる仕組みは、東日本大震災以来各地で進められていますが、経営協においてもこうした仕組みができたことは、どこでいつ何が起こるかわからない今日では、大変心強い思いがします。

社会福祉法人改革において、「地域における公益的な取組み」の必要性が挙

げられていますが、災害時においても「地域の支えになる」という思いは我々にとって基本的なスタンスであります。社会福祉法人があると考えます。社会福祉法人が「頼りになる存在」であることがであります。この度本会は、中四国

がかかるが、災害時においても「地域の支えになる」という思いは我々にとって基本的なスタンスであります。社会福祉法人があると考えます。社会福祉法人が「頼りになる存在」であることがであります。この度本会は、中四国

広島県社会福祉法人経営者協議会会長 本永 史郎



「中国・四国ブロック協議会災害時相互応援協定を締結しました（本誌11ページ）」

地域公益活動の推進について

地域公益活動の考え方の整理について

会員の皆様におかれましては、お忙しい職務の中、社会福祉法改正に伴う諸々の準備を鋭意進められることと拝察いたしました。

さて、定款・諸細則の改正手続等につきましては、前号までの当紙や当会ホームページにおいて、関連する情報をお届けして参りましたが、当36号が御手許に届きます頃には改正政省令等も交付され、これまでペンドeingとされて来た事項も全て確定していることであります。

そして、これらに伴う行政からの最終的説明会も終わっている（かかるいは、その最中の）タイミングではないかと考えられます。

皆様方には、どうぞ、これまでの準備状況と政省令交付後の最終形との照合を急がれ、細部を確認のうえ、所轄庁との協議（事前協議、正式協議）に臨まれますようお願いをいたします。

厚労省からの通知や全国経営協からの連絡等につきましては逐次、当協会のホームページにUPしておりますので参考にして下さい。

又、これらの手続を進められるに当たり、御質問、御意見、要望等がございましたら、県経営協の方にもお伝え下さい。最終段階にあるとはいえ、私共としましても、でき得る限りの対応をして参ります。

さて、これからは、以上のお願い等を踏まえながら当36号の本題に入ることといたしまして、以下のとおり、今後私たちが次なるテーマとして力を入れて取り組まなければならぬ「地域公益活動の推進」についての情報をお届けいたします。

地域公益活動については、今次法改正の大きな柱の一つとして、法第二十四条第二項において、私たち、社会福祉法人が、必ず取り組まなければならない責務として規定されました。この責務は私たち、社会福祉法人が、これ迄もそうであったように、今後とも引き続き、この国の社会福祉の中核を担い続けるための、いわば担保となるべき重要な責務であると位置づけられています。

私たちは、このことを理解し、それぞれの法人において、その推進に力を注いで来ているところです。そして、ご承知のように、この法律第二十四条第二項の規定は、去る平成28年4月1日から既に施行されており、私たちは、この取組みについて、機会ある毎に社会に対し説明をしていかなければならぬこととなっています。

既に、この作業を済ませていらつしやる法人も有るかと考えられますが、まだこれから法人におかれても、今後の事務の流れからしますと平成29年度の予算・事業計画あるいは、平成28年度決算・事業報告として理事会・評議員会への説明が必要となりましようし、今後、外務公表事項として、法人としての説明が求められることになると考えられます。

もちろん、隨時、これら以外の機会を補え例えれば各法人さんのホームページを活用された説明をさせていくことも必要であります。

又、行政（指導）監査における対応も必要となりましよう。どのように形で監査の中で取り上げられるのかについて

は、現在、国において整理中とのことであります。が、いざれ、この監査の場における説明を避けた通れないであります。少しもとも、意見交換の対象にはなるでしょうから、法人としての、しっかりととした考えをまとめておく必要が有りそうです。

以上のように、私たちとしては、しっかりとした準備が待ったなしであり、手を繰り返しになりますが、もちろん、着々とその整理をされていらつしやる法人さんも多いことと存じます。

しかしながら、まだ、一部の法人の皆様からは職員体制の不足や、事業実施のための財源の問題等もあり、まだ、十分なる検討がすすんでいないとの声があります。

そして、何より、"何が公益事業に当たるのか"等についての情報が十分でなく、今現在取り組んでいる事業が果たして公益事業に該当するのか、否かの判断がつけられないとの声も多くありました。

このため、県経営協としては、このようない声に応え、皆様方の参考にしていただきけるよう併行して取り組みを進めて参りました。まずは①平成28年8月から、調査研究部会において各会員の皆様の取り組みについての実態調査を実施し、この度、その状況のとりまとめをいたしました。

各法人において取り組まれている事業について、これまで、実施して來た法人一公益活動に端を発し、個々の法人において地域との連携が深められて来ており、それぞれ特色有るものとなつてゐることが伺えます。

皆様方からいただいた御回答をもとに、対する基本的な考え方を整理するため、各業種別の代表者に御参集いただき、平成28年7月から意見交換を進めており、その結果について、その状況を紹介いたしました。

先般第2回目の会議を開催したところで、この実態調査の状況及び業種別代表者の議論の状況は次のとおりです。是非御参考にしていただければと考えています。

実態調査結果について

御回答いただいた個別の状況については、当協会のホームページにUPしていますので、そちらを御覧下さい。

尚、当稿では、御回答をいたいたものうち、記述が少ないため、その詳細が把握できず、参考事例として紹介できないものは、割愛させていただきました。

又、掲載させていただいた事例につきましても皆様方のヒントとして活用いただければとの趣旨で御回答のまま掲載をいたしており、その内容が、国の示している基準に合致しているか否かの判断あるいは、現行制度との精査等はいたしておりませんの申し添えさせていただきます。

平成28年度広島県社会福祉法人経営者協議会 社会福祉法人の地域公益活動実態調査結果

調査対象法人 .. 190 法人 回答法人 .. 115 法人 回答率 .. 61%

1. 種別等の状況

(1) 各業種別(重複有)

才.家計相談支援	ア.相談支援
3	26
力.健康支援	イ.就労支援
11	8
キ.子ども・若者の支援	ウ.多様な就労機会の提供
16	4
ク.その他	エ.居住確保の支援
39	7

3. 活動内容の状況

2. 社会福祉法第24条第2項に基づく公益的取組の有無

ア.実施している	500人を超える	500人未満
イ.実施予定	2	13
ウ.検討中	無回答	50人以上100人未満
	25	32
		100人以上200人未満
		32
		200人以上500人未満
		11

4. 社会福祉法人地域公益活動実態調査結果について(まとめ)

各社会福祉法人の強みと活動状況

1.高齢者	66
2.障害者	30
3.児童	13
5.その他	0
4.保育	15

費用負担

- 利用者負担軽減制度(施設利用料等)
- 専門学校(介護福祉養成校)に入学希望者への学資援助
- 高校生への奨学金支給

- 地域の障害者、保護者の集い
- DVや離婚、子育てへの相談支援
- 近隣にアパートを賃借し、措置制度から外れた年齢層の児童に対し相談支援
- 自立支援等
- 専門機関への紹介
- 利用料負担軽減

地域行事参加、イベント開催

- ひきこもり家族の人と家族会
- 通院同行や入院手続きと身元引受人
- 地域生活支援協議会職員無償派遣

- 生活困窮者に対し、法人独自の減免規定により、サービス付高齢者向け住居への入居希望者に減免を行っている

- 子育て支援
- 福祉サービス申請支援、計画の作成
- 就労訓練事業
- 認可外保育園
- 生活困窮者支援事業
- 認知症予防サロン
- 健康教室

- 介護保険サービスにおける低所得者の食費、居住費の利用料軽減のため法人措置をする

- 低所得者の利用料軽減:低所得者の食費、居住費の利用料軽減のため法人措置をする

- 介護保険外の生活支援サービス
- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計困窮者に対して、無料または低額な費用で施設を利用させる

- 地域の見守り支援活動への参加と支援

- 平成12年4月~実施分
- ①事業所名 介護老人保健施設利用料減免
- ②目的 社会福祉法第2条第3項

- 第10号に定める生計

が認めた者

- ・高校生への奨学金支給
 - ・専門学校（介護福祉養成校）に入学希望者への学資の援助
 - ・同一の地域にある4つの社会福祉法人、地区社協、民児協、医療法人、大学（教授、学生レベル）で協議会を構成して、地域のニーズに答える事業を検討している。具体的には、子ども、高齢者、若者の交流と食事会を行い、地域コミュニティの再構築、高齢者、子どもとの孤食を一食でも減らすように考えている。地域の課題の共有化も念頭に入れている
 - ・町内独居高齢者、日中一人で過ごす高齢者等を対象に昼食を配食している
 - ・障害者の方に、安価な家賃でアパート居宅を提供し、広く生活の支援を行っている
 - ・保護司会からの依頼を受け、保護観察者の社会復帰活動の場を提供し施設職員と協働の作業を行っている

食・居場所・資材の提供

- 台風等の災害時の要援護者の無料宿泊受け入れ

生活困窮者の為の就労訓練事業

生計困難者のための住居の提供等（第二種社会福祉事業）

障害者、独居高齢者及び認知症により食の確保が困難な対象者へ安価設定した弁当を配食している

退職校長会にお願いし、夏休みこども塾の開催

低所得世帯等に対する住居の提供

「多世代交流支援センター」において制度のはざまで施設等を利用できない方の日中における居場所、受け皿の場の提供、日中活動、プログラムの提供実施。対象者は、年齢や障害の有無に関係なく支援を必要としている方、待機児童、一人暮らしの高齢者など

一日単位でも可能な宿泊場所を提供

地域の被災住民への居住確保

生活保護世帯や母子家庭、その他経済的に困難な家庭に対して、主食、給食や延長保育の無料、又は低額で提供している

地域の子どもたちの居場所づくり

相談

- | | | | | |
|--|--|--|--|---|
| <p>・地域の高齢者の方のために民生委員等と協力の上、無料で行っている（尚、行政も了解し推進している）</p> <p>・地域の障害者、保護者の集いを行っている。その中で問題点、悩みなど、みんなで考えている。また、行政関係者を招き、問題解決に努めている</p> <p>・DVや離婚に関する夫婦問題の相談支援</p> <p>・近隣にアパートを賃借し、措置制度から外れた年齢層の児童に対して、相談・自立支援等を実施</p> | <p>・行政と福祉避難所としての協定を締結し、災害時に地域の住民受入の体制をとつていている</p> | <p>・災害時における各種支援活動の実施</p> | <p>・地域の自治会、住民の困りごと支援（あんしんネット）</p> | <p>・月に一回、臨床心理士による、園児の保護者や地域の方への子育てについての悩み相談を行っている</p> |
| <p>・地域の高齢者への食事提供</p> | <p>・地域障害者団体支援・事務局を法人内に置く（会計処理、書類作成、郵便物の受け取り、仕分け）</p> | <p>・独居高齢者への食事提供</p> | <p>・福祉機器の貸し出し・近隣の高齢者へベッド、車イス等無料にて貸し出しを行っている。</p> | <p>・法人本部のある地域の拠点となる場所を作り、地域住民の集う場所を地域住民と共に創成していく事に取り組んでいます。</p> |
| <p>・認知症予防サロン
認知症予防の普及啓発を行い、認知症介等</p> | <p>・相談</p> | <p>・地域における、ひきこもり家族の人と一緒に家族会に参加して活動を行っている（食事会、見学会、交流会等）</p> | <p>・地域の自治会、住民の困りごと支援（あんしんネット）</p> | <p>・月に一回、臨床心理士による、園児の保護者や地域の方への子育てについての悩み相談を行っている</p> |

地域行事参加・イベント共催

- ・地域の公民館との共同企画で、当施設で生涯活動として行っている、さをり織りのはぎれを作った創作活動を地域の子ども達、大人のみなさんに行う予定である。大人を対象にまず実施し、次に体験した大人が子ども達の指導者として創作していくよう企画しており、地域のコミュニティー作りの一助として取り組むこととしている

地域行事参加・イベント共催

- ・当法人の施設において、月一回、認知症の方や、その家族を招いて、認知症カフェを開催

生活困窮者支援事業

- ・特定相談、障害者相談、相談者に対し、必要な情報の提供や専門機関への紹介、また福祉サービスの申請や利用のための支援及びサービス利用計画の作成

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。
- ・特定相談、障害者相談、相談者に対し、必要な情報の提供や専門機関への紹介、また福祉サービスの申請や利用のための支援及びサービス利用計画の作成

生活困窮者の為の就労訓練事業

- ・キッズフェスタを開催、今年で5回目となります。地域の住民（高齢者、障害者）と共に祭りを開催、又、子どもや親を対象にした子育て支援も実施している

- ・児童養護施設の児童は保育所へは通所できない。施設内で約20人の児童を保育（昼間）していた。そこへ地域の要望（農家）で保育を開始、多い年には100人の児童が通園45年間で延べ2,000人以上の児童が利用（年中無休、早朝、延長、夜間、宿泊）を実践。認可外（認可は常に可能であったが）で、公金を受けないで保育者の利用料のみで経営

- ・育児講座、子育て応援事業

- ・公開講座・福祉用具の勉強会、健康食習慣学習会、障害福祉サービス

- ・介護保険外の生活支援サービス

- ・就労支援 障害のある人や生活のしづらさを感じている人を対象に企業との懸け橋の役を担っています。面接を通じ就業への希望を尊重し、可能性を最大限引き出していけるように支援しています

- ・出前講座・レクリエーション体操、熱中症
- ・健康講座・地域サロン食事学習
- ・公開講座・サポーター研修

生活困窮者就労訓練事業

- ・毎月一回、当法人の特別養護老人ホームの食堂において、介護予防をテーマにした教室を無料で開催している

- ・地域のひとり親家庭へ行事等への呼びかけ

- ・災害時要援護者への見守り支援

- ・毎月一回、当法人の特別養護老人ホームの食堂において、介護予防をテーマにした教室を無料で開催している

- ・世代間交流事業・異年齢児交流事業

- ・就労訓練事業に登録し短期的にはなるが、一般就労または福祉的就労の中間的役割を担う

- ・「多世代交流支援センター」において、制度のはざまで施設等を利用できない方の日中における居場所、受け皿の場

- ・ひとりで動けない人の通院同行や入院手続きと身元引受人（親族がない人）

専門技術

- ・地域の見守り支援活動への参加と支援

- ・毎月一回、要支援若しくは認定外の方を対象に、介護教室、料理教室や買い物ツアーや健康チェック、体操等を行う。これらを行うことにより、外出機会を提供し、引きこもり防止や身体的な衰えを遅らせたり防止する

場を提供する

- ・地域のサロンへの参加と支援

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・地域のサロンへの参加と支援

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・公開講座・認知症セミナー研修

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・出前講座・健康体操、頭の体操

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・健康講座・地域サロンへ管理栄養士が出向き食事会

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・公開講座・福祉用具の勉強会、健康食習慣学習会、障害福祉サービス

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・出前講座・レクリエーション体操、熱中症

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・健康講座・地域サロン食事学習

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・公開講座・サポーター研修

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・生活困窮者就労訓練事業

- ・シルバー人材センターから人材を紹介してもらい高齢者の就労支援を行っている。

- ・毎月一回、要支援若しくは認定外の方を対象に、介護教室、料理教室や買い物ツアーや健康チェック、体操等を行う。これを行うことにより、外出機会を提供し、引きこもり防止や身体的な衰えを遅らせたり防止する

業種別代表者会について

されています。

前述の実態調査結果を御覧いただいた

とおり、各法人において公益的活動が実施されているか、あるいは予定されている法人は合計で60法人程度と、およそ会員の32・6%となっています。各法人において取り組まれている事業については、今次の社会福祉法改正以前から実施して来た、一法人一公益実践活動に端を発し、個々の法人と地域との連携が進められて来ており、それぞれ特色あるものとなつていています。

③何が「公益的な取組」であるかについて

業種別代表者会は、このような状況を踏まえながら、今次、法改正を受け、どのように対応すべきか再整理・再確認しようとの趣旨で、これ迄2回開催されました。最終の整理は、次回以降になる予定ですが、皆様方の御参考になればということで、これ迄に示された論点の主なものについて紹介いたします。

①必ず取り組まなければならない課題であること

申し上げるまでもなく、この取り組みは私たち社会福祉法人の責務であります。全法人がそろつて、身の丈に合った最大限の寄与を果たし、地域に十分に説明し得るものでなければなりません。

②財源・人員体制についての工夫

財源・人員体制の十分でない中、消極的な取り組みにならざるを得ないとの意見

が散見されます。

しかしながら、私たちの必須の取り組みである以上、課題解消のための工夫をすべきであり、例えば寄付金受入のための仕掛けづくり、あるいは地域・業種間の共同実施とか、財源・人員のやり繰りの工夫等できうる限りの方策を講じる必要が有るのではないでしょうか。

④具体的に、何を取り組むべきでマにするか

業種別代表者会では、それぞれの業種により対象が違い、課題の態様も違うことから、統一的にニーズを絞り込み、取り組みを設定するということはできていませんが、第2回の会議においては、種別毎に3つのグループに分かれて検討を進め、それぞれのメンバーが取り組もうとしている事業の内容から、次のようなヒントが出て来ています。

◎まずは、地域に出向き、意見を拾い、それらのニーズに応えられるものを模索する。

◎民生委員、市町社協等との連携を進め、ニーズを探る。

◎各法人の本務である各事業において不足していると思われる施策・制度の補完、先取りをする中でヒントを見つける。

◎自法人の有する専門性を強く意識し、この専門性と地域のニーズを融合させる。

◎自法人の有する施設・人材のキャバを活用して地域のニーズとの組み合せを考える。

⑤取り組みの広域化について

になつてることを念頭に取り組みを進めていかなければならないのです。

行政からの指導・指示を待つのではないよう申入れたことが背景にあります。むしろ、私たち法人側が個々の法人の実情に応じて、事業を選択実施できるこ

な取り組みを展開するよう要請があります。一部の府県では既に災害対策・生活困窮者対策として、全県レベルでの取り組みが先行しています。業種別代表者会においても、その方向性は認識されていますが、未だ具体的な取り組みの提案には至っていません。

まずは、自法人の周囲での事業掘り起しを進め、今後、それぞれのケースや熟度に応じ、例えば、地域における協議会のものへのアプローチを図るとか、同業種間での事業、連携の実施等最適の組み合わせによる広域化を進められるよう支援すべきとの意見でした。

実態調査においても、公益的な取り組みを実施するためのヒントとして、各法人の先発事例の詳細な情報が欲しいという意見が多く有りました。

又、地域に対しても、県下の各法人が進めている事業の内容を積極的に広報し、地域から法人へのニーズの発信を促すきっかけとするべきであるとの意見もありました。

業種別代表者会においても、広報の強化は必要であるとの整理であり、県経営協においても、今後、何らかの対応を検討したいと考えています。

経営者協議会調査研究部会報告 義務化されたストレスチェックにおける 実態調査票結果報告について

①年間自殺者数の増加、②精神面に起因する労災補償の増加、③労働安全衛生法へ労働の「質」の視点を追加、④総合的なメンタルヘルス対策の促進、こうした課題に対処するため労働安全衛生法が改正されました。この法改正とともに、平成27年12月から、年毎に労働者が50人を超える事業所に対しストレスチェックの実施が義務付けられました。こうした経緯の中で広島県社会福祉法人経営者協議会では、ストレスチェックの適正な実施の促進と、職場定着対策の一環として働きやすい職場環境改善のヒントを得ることを目的に、「義務化されたストレスチェックにおける実態調査」を実施しました。本調査を実施するにあたり、社会福祉法人改革への対応等業務がかさむ中、60%近い回答率を得ることができました。調査にご協力いただいた多くの法人の皆様方に厚くお礼申し上げます。

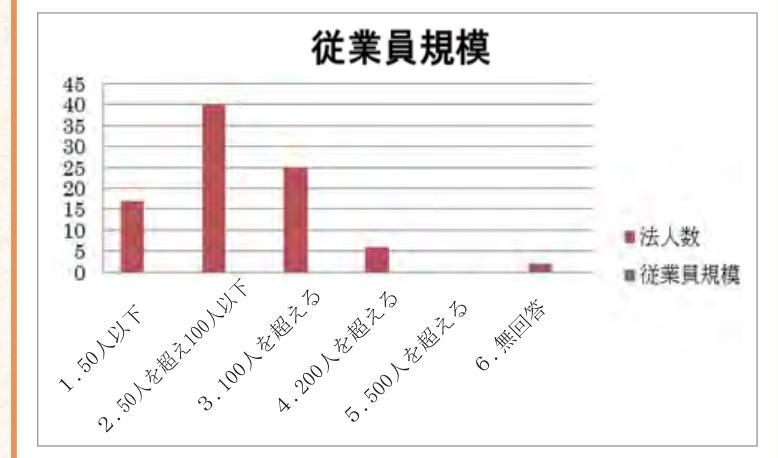
ストレスチェックは、当然すべての法人事業所が初めて対応する制度で、就業規則の改正や制度の周知等事前準備が必要なこともあります。そもそもストレスチェックに係る費用負担のルールそのものが定まっておらず、各施設の判断に委ねられているのが現状です。例えば、高ストレスの起因が施設内にあるのか、あるいは個人的な人間関係にあるのかにもよりますが、産業医等への紹介までを費用負担するのか、投薬代、検査代、専門医への紹介状作成費用等までも負担するのか、事前に法人としてどこまで費用負担すべきかを整理し、職員に事前に伝えておく必要があります。

今回の調査は制度施行初年度に実施したものであり、加入法人の取り組み状況を大まかに集計したものになります。今後実施される法人事業所、また、次年度以降、更に充実したストレスチェックに基づく職場環境改善等の参考に活用いただければ幸いです。

平成28年度広島県社会福祉法人経営者協議会 義務化されたストレスチェックにおける実態調査票結果

調査対象法人:190法人 回答法人数:110法人 回答率:57.9%

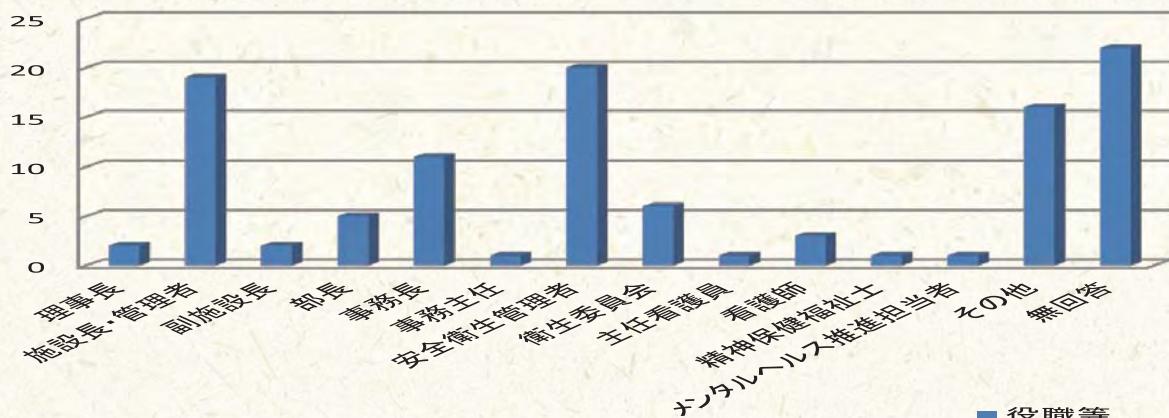
1. 貴法人の属性についてお伺いします※種別(重複回答)



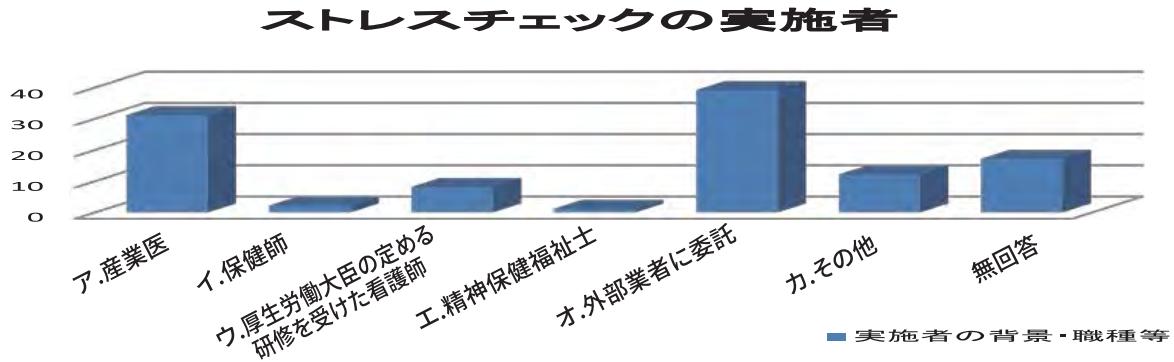
2. ストレスチェック実施体制についてお伺いします

Q1 制度全体の担当者

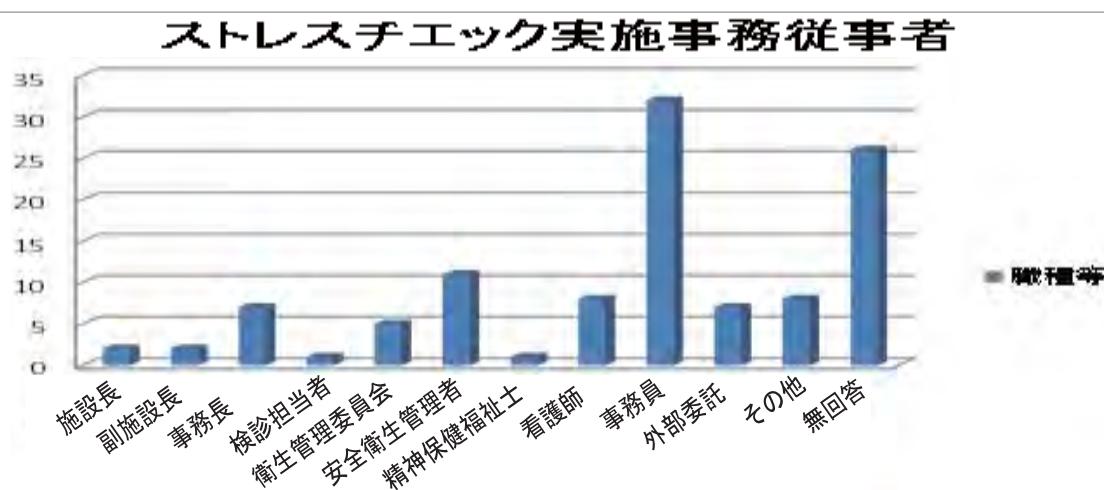
制度全体の担当者



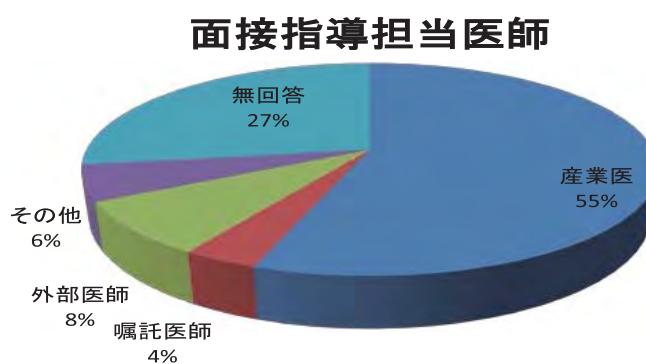
Q2 ストレスチェックの実施者



Q3 ストレスチェックの実施者事務従事者

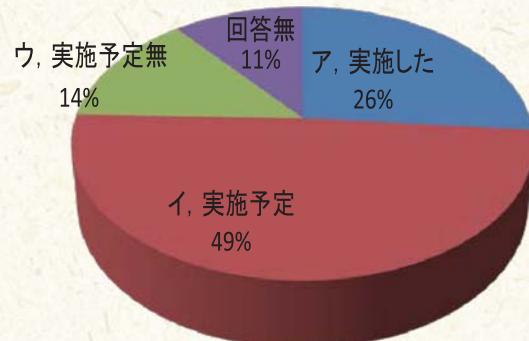


Q4 面接指導を担当する医師



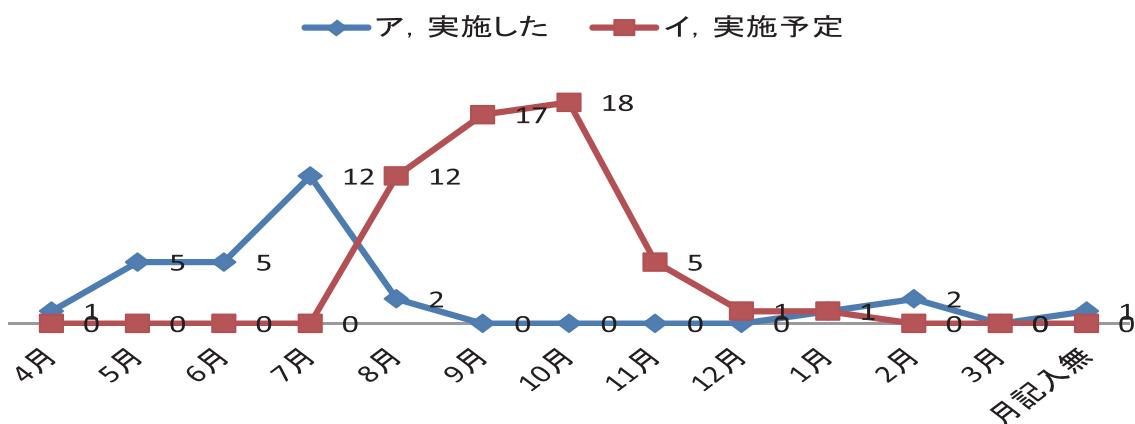
Q5-1 ストレスチェック制度の実施について

ストレスチェック制度の実施について（平成28年8月時点）



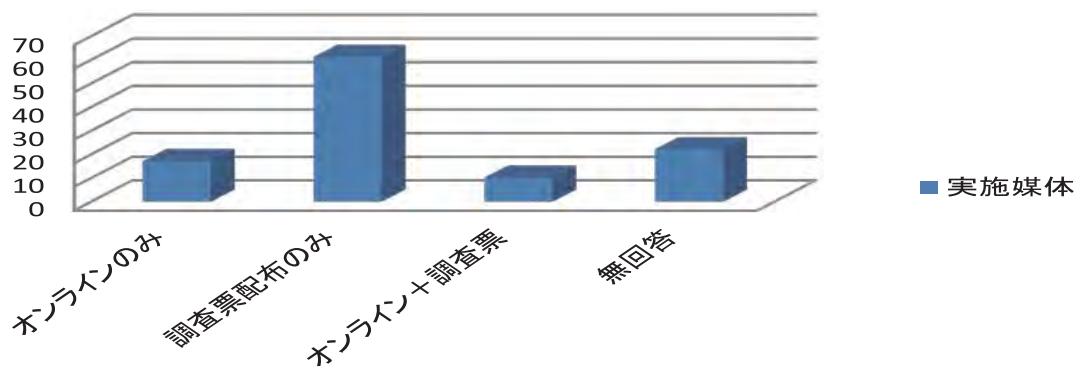
Q5－2 ストレスチェック制度の実施月について

ストレスチェック制度実施月



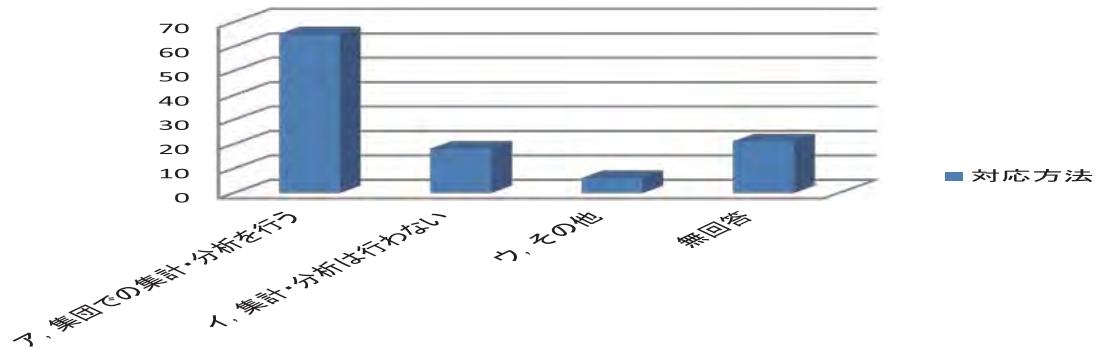
Q6 ストレスチェックの実施媒体

ストレスチェック実施媒体



Q7 ストレスチェック実施後の対応方法

ストレスチェック実施後の対応方法



Q8 ストレスチェック実施費用(概算)

5万円以下	5万円を超える10万円以下	10万円を超える20万円以下	20万円を超える50万円以下	50万円を超える
38	20	12	5	1

広島県社会福祉法人経営青年会

「行つて、見て、聞きました！」 ~The next generation, and beyond~

広島県社会福祉法人経営青年会 理事 上栗 健登

次代の社会福祉を担う人材が集まる広島県社会福祉法人経営青年会では、会則第三条「会員の資質向上と経営に関する研究、会員相互の交流等を図り、もつて広島県社会福祉事業の一層の発展」を目指して活動を続けています。とは言え、実際にはどのような活動をしていて、会員の帰属法人にどのようなメリットがあるのか。この人材不足の時代に事業所外活動をしてよい還元ができるのか。そのような不安を持つ方もいらっしゃいます。そこでこの度、会員お二人の生の声を聞かせていただき活動のメリットについて考えてみました。

一人目は、入会歴10年、本会監事で「(社福)正仁会 特別養護老人ホームなごみの郷」施設長の松林 克典さんにお話を伺いました。松林さんは、前職では臨床工学技士として医療の仕事に携わる中、医師でもある法人理事長と同じ医療機関で働いていたことを縁に現職に抜擢されました。「医療と福祉の密接な関係

を築くことでより集約的な介護を行うことができる」という理想と信念と共に鳴り、医療畠で全く福祉の知識がおぼつかないながらも一年の準備期間を経て新規施設開業にこぎつけました。

一旦、責任ある施設長という立場になつたからには、地域から信頼を得、利用者の安心・安全を確保することはもちろん、職員を育成して束ねていかなければならぬ責任があります。

松林さんは、周りからの「期待」が自分への「責任」になると言います。そ

れに応えて全うするための一つのネットワークツールがこの経営青年会で得る知識や情報や人脈であり、その影響が各施設・事業所にもたらす効果はもちろん、ひいては自身のキャリアアップにもつながると話してくださいました。



インタビュー取材のために施設の玄関を入ると気品漂うエントランス、受付の奥にき奉仕会「特別養護老人ホーム輝き」の施設長で、本会会員でもあつた植竹信吾さんからの紹介により入会されました。

続いてお話を伺つたのが、「(社福)広島常光福祉会 介護老人福祉施設サンビルズ広島」施設長の柿木田 健さんです。入会して3年になりますが、柿木田さんも元々福祉の現場にいたわけではなく県外で医療の勉強をして医療現場で働いていたそうです。父親である現理事長に法人を手伝うよう諭され帰広し、法人内事業所での勤務後、現施設の副施設長を経て施設長に就任されました。副施設長のときに、松林さんから誘われ本会に入会されました。

当初からすでに全国青年会会員でもあった柿木田さんは本会に目新しさを感じていなかつたようで、逆に全国と県とで重複して加入することによって施設外業務が増え、自施設からも「施設にいない施設長」と揶揄されるのではないかと懸念していたそうです。一方で、経営青年会

ークは大事です。もつと会員が増えていいし、そのためにできることをしていきたい。」そう言わると、足早に翌日の地域の方を交えて行われる夏祭りの準備に行かれました。

閑静な新興住宅地の一角にある施

設はその風景に溶け込んでいました。



で得た効果が即現場に成果として現れるわけではないのですが、本会会員として得られる「ヒューマンネットワーク」は大切なものだと感じていらっしゃるようです。施設での勤務だけではなく、人と人とのふれあいで繋がるこのネットワークが違う角度で情報も知識も人脈も、そして新しい自分をも知ることができます。そうした中で施設責任者として職員を刺激して職場が活気づいていく、これが経営青年会の意義の一つであり、徐々に成熟して各施設や事業所に還元されていくものになるはずと力強く言います。「経営青年会でなされるこのヒューマンネットワ

ークは大事です。もつと会員が増えたらいし、そのためにできることをしていきたい。」そう言わると、足早に翌日の地域の方を交えて行われる夏祭りの準備に行かれました。

いかがでしょうか？このお二方の会話の中から広島県社会福祉法人経営青年会に参画することのメリットを感じていただけたでしょうか。種別分野を超えた社会福祉法人同士の横のつながり、このヒューマンネットワークこそが次代を築いていくため大切なもののかも知れません。

お二方とも、お忙しい中を快くお迎えくださいり、また広島県社会福祉法人経営青年会への想いを語っていただきありがとうございました。

これからも経営青年会は積極的に研修会や勉強会を開催して活動していきます。読者の皆様には、奮ってご参加いただきますと共に、本会への入会を心からお待ちしております。

△問合せ先▽

広島県社会福祉法人経営青年会事務局

FAX 082-254-3416

全国社会福祉法人経営者協議会 中国・四国ブロック協議会

災害時相互応援協定の締結について

平成28年7月21日「中国・四国地区社会福祉法人経営者セミナー」開会式終了後

においてみだしの協定書を締結いたしました。この協定は、中国・四国各県の管内において災害が発生し、独自では管内社会福祉法人の復旧に向けた災害救援活動が充分にできない場合、全国社会福祉法人経営者協議会中国・四国ブロック協議会の構成員である中国・四国地区の各県の経営協が相互に応援を円滑に行うため井締結するものです。

協定の内容は次のとおりです。

全国社会福祉法人経営者協議会
中国・四国ブロック協議会
災害時相互応援協定

趣旨

第1条 本協定は、中国・四国各県の管内において災害が発生し、被災した地を有する県社会福祉法人経営者協議会（以下「被災地経営協」という）。独自では管内社会福祉法人（施設）等の復旧に向けた災害救援活動が充分に実施できない場合において、全国社会福祉法人経営者協議会（以下「全国経営協」という。）中国・四国ブロック協議会の構成員である中国・四国各県社会福祉法人経営者協議会（以下「各県経営協」という。）が相互に応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

対象とする災害

第2条 本協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち、災害救助法が適用される大規模災害とする。
2 前項に規定する災害のほか、社会福祉法人（施設）の運営及び社会福祉法人（施設）が所在する地域に甚大な支障が生じると思われる災害で被災地経営協から応援要請がある災害とする。

主管経営協の設置と役割

第3条 本協定の円滑な運営を図るため、中国・四国ブロック協議会会长が所属する県社会福祉法人経営者協議会（以下「主管経営協」という。）が指揮を執り、中国・四国ブロック各県・指定都市社会福祉協議会（以下「中国・四国県・指定都市社協」という。）と協力して、災害支援に対応する。ただし、主管経営協が被災等によりその責務を遂行できない場合は、中国・四国ブロック協議会副会長が所属する県社会福祉法人経営者協議会が代行する。
2 主管経営協の役割は、次のとおりとする。
(1) 被災地状況の把握及び第6条に定める応援内容に関する連絡調整
(2) 被災地経営協を除く各県経営協に対する災害救援活動に必要な人員等（以下「応援職員」という。）の派遣要請

- (3) 被災地の交通手段及び宿泊所等に関する情報提供
- (4) 応援職員等の傷害保険加入手続き
- (5) 応援職員等が行う災害救援活動に関する情報提供
- (6) 全国経営協及び各県経営協との連絡調整
- (7) 被災地経営協が指揮不能の場合の指揮代行
- (8) その他応援のために必要な事項

連絡窓口等

第4条 本協定に関する担当部署・担当者は、各県経営協担当職員とし、変更・異動等がある場合は速やかに主管経営協に連絡するものとする。
2 主管経営協は、毎年4月末日までに前項に定める連絡の窓口に関する連絡先等を連絡なくまとめ、各県経営協に送付するものとする。
3 各県経営協は、災害が発生したときは、主管経営協を通じて必要な情報を連絡するものとする。

応援要請手続き

第5条 応援を受けようとする被災地経営協は、災害の状況及び必要とする災害救援活動の具体的な内容を明らかにして、直ちに電話またはファクシミリ等により主管経営協に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
2 被災地経営協は、主管経営協を通じて応援職員の派遣を行う各県経営協に対して、被災地への交通手段の情報提供及び宿泊所の情報提供、斡旋に努めるものとする。
3 第1項の応援要請を受けた主管経営協は、速やかに被災地経営協を除く各県経営協と協議し、その結果を被災地経営協へ通知するものとする。
4 被災地経営協を除く各県経営協は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を持つことなく、主管経営協の調整の下に必要と思われる応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があつたものとみなす。

応援内容

第6条 応援内容は次のとおりとする。
(1) 応援職員（災害本部調整員）の派遣
(2) 災害救援活動に必要な備品、資材及び器材の提供及び斡旋
(3) その他応援のために必要な事項
2 応援職員の行う災害支援活動は、次のとおりとする。
(1) 被災地社会福祉法人（施設）の救援活動を行うために必要な情報収集及び主管経営協との調整
(2) 灾害支援活動を行う各種施設職員の受け入れ調整配置
(3) 施設福祉サービス提供復旧のための調整
(4) 各県経営協事務局を通じた社会福祉法人（施設）に対する応援要請及び支援調整
(5) その他応援のために必要な事項

応援職員の活動

第7条 応援職員は、被災地経営協の指揮、または中国・四国県・指定都市社協との連携の下に災害救援活動に従事する。
2 被災地経営協が指揮不能の場合は、応援職員は主管経営協の指揮の下に災害救援活動に従事する。

経費の負担

第8条 第6条第1項に要する経費は、原則として応援する各県経営協の負担とする。
2 応援職員を含めた災害救援活動拠点事務所の設置に要する経費は、原則として被災地経営協が負担するものとする。

経営青年会との連携

第9条 主管経営協は、第6条に定める応援内容に対応するため、中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会（以下「中国・四国青年会」という。）と連携し、中国・四国青年会の活動を支援するものとする。
2 各県経営協は、この協定に基づく相互支援が円滑に行えるよう、各県社会福祉法人経営青年会と連携を図るものとする。

中国・四国ブロック協議会以外の災害への対応

第10条 中国・四国ブロック協議会以外の災害への対応については、全国経営協からの応援要請がある場合、または中国・四国ブロック協議会会長会議において対応が必要と判断された場合は本協定を準用する。

その他

第11条 本協定の実施に際し必要な事項及び本協定に定めない事項は、中国・四国ブロック協議会会長会議で協議して定める。

適用

本協定は、平成28年7月21日から適用する。

本協定の締結を証するため、中国・四国ブロック協議会管内各県経営協会長が記名押印の上、各自1通を保管す。

平成28年7月21日

山口県社会福祉法人経営者協議会

会長 麻生 行



鳥取県社会福祉施設経営者協議会

会長 大崎 和人



島根県社会福祉法人経営者協議会

会長 重野 寛恵



岡山県社会福祉法人経営者協議会

会長 鈴木 邦男



広島県社会福祉法人経営者協議会

会長 本永 史郎

徳島県社会福祉法人経営者協議会

会長 午井 光久



香川県社会福祉法人経営者協議会

会長 佐々木 勝



愛媛県社会福祉法人経営者協議会

会長 内田 伸



高知県社会福祉法人経営者協議会

会長 棚田 康



中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会

災害時における支援活動に関する基本協定書

中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会（以下「本会」という）は、地震、風水害その他の災害によって会員または会員の所属する法人・施設等に被害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という）において、会員が相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、被災状況の早期改善を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において応急生活物資の調達と輸送、ボランティア活動、各種情報の収集・提供等の支援活動を円滑に行い、もって被災会員等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の調達と輸送）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と輸送を行うため、各県委員は事前に連絡体制を整備するものとし、相互に連携をとり必要な支援を行ふものとする。

（ボランティア活動への支援）

第3条 各県委員は、災害時における会員のボランティア活動を支援するものとし、活動が円滑に行われるよう援助、協力するものとする。

（防災意識・連携意識の向上）

第4条 各県委員は、日頃から本会の活動を通じて会員の防災意識の向上に努め、各会員が日常的に相互に連携を必要とする協力を実現するものとする。

（広域的な支援活動の整備）

第5条 各県委員は、全国社会福祉法人青年会その他の関係団体等との連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとし、災害時には、本会会長（会長選出県が主たる被災地の時は副会長）が窓口となり広域的な支援活動の実施に寄与するものとする。

（協定事項の発効）

第6条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、被災県の委員が本会に対して要請を行った時をもって発効するものとする。

（被災した他ブロック青年会への応援）

第7条 本会は、被災した他ブロックの社会福祉法人経営青年会に対して支援活動を行う場合においても、各県委員ならびに会員はこの協定の精神に則りできる限りの協力をするものとし、その取扱は各県委員協議の上決定する。

（担当者の役職と連絡会議）

第8条 各県委員は、この協定を円滑に推進するために委員・担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、連絡会議を設置する。なお、連絡会議の開催および運営については、各県委員の協議により別途定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項等については、各県委員が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、各県委員は署名のうえ本書を作成し、各年度の当長県事務局が保管、各県委員はその写しを保有する。

平成27年11月19日

中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会

鳥取県社会福祉法人経営青年会
(鳥取県委員)

廣江 光

島根県社会福祉法人経営青年会
(島根県委員)

岩本 駿之

岡山県社会福祉法人経営青年会
(岡山県委員)

吉田 久

広島県社会福祉法人経営青年会

(広島県委員)

遠藤 敏也

山口県社会福祉法人経営青年会

(山口県委員)

田内 信浩

徳島県社会福祉法人経営青年会

(徳島県委員)

手束 直尚

香川県社会福祉法人経営青年会

(香川県委員)

森田 浩之

愛媛県社会福祉法人経営青年会

(愛媛県委員)

越智 清仁

代理 渡辺 元則

高知県社会福祉法人経営青年会

(高知県委員)

植村 芳明

平成28年度リニューアル 広島県経営協ホームページを開こう！

本会では、平成28年4月よりホームページをリニューアルし、様々なご案内・情報提供を日々行っています。

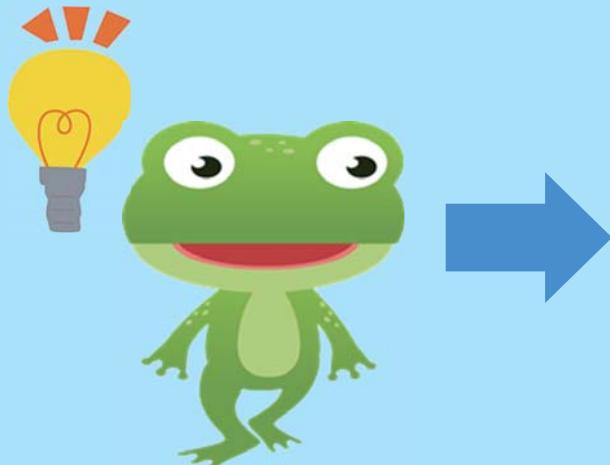
是非とも積極的にご活用くださいますようお願いいたします。

①広島県社会福祉法人経営者協議会ホームページを開く。

<http://www.hiroshima-shafukukeiei.com/>

（「広島県社会福祉法人経営者協議会」で検索！）

ご不明な場合は事務局まで
お問合せください！



②お役立ち情報（制度改正に伴う情報、研修会等）をクリック

③関係情報を閲覧、研修会申し込み等情報チェック！

※将来的に事務局からのご案内は、全てホームページ等にて情報発信を予定しています。

【お問合せ先】

広島県社会福祉法人経営者協議会事務局

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 TEL(082)254-3416 FAX(082)256-2228

ウェルひるしま

36号

2016年11月

編集・発行

広島県社会福祉法人経営者協議会

責任者会長 本永史郎

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

広島県社会福祉協議会（法人振興課）内

TEL (082) 254-3416

FAX (082) 256-2228

広島県経営協加入状況

所管別	県内法人数	加入法人数	加入率(%)
広島市	84	49	58.3
福山市	98	46	46.9
広島市・福山市以外	231	97	42.1
合計	413	192	46.9